



地域特性を踏まえた 政策の展開

地域計画

(地域農業経営基盤強化促進計画)



地域計画とは

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「協議の場」の結果を踏まえ市町村が作成するもので、おおむね10年後を見据え、**将来の農地利用の姿を明確化した設計図**となっています。

地域計画策定の「協議の場」を重ねるごとに、各地域の課題が浮き彫りになってきました。今後は地域の課題解決のため、農林水産省が推奨する以下の各種施策を活用しながら、持続可能な農業を目指していきます。



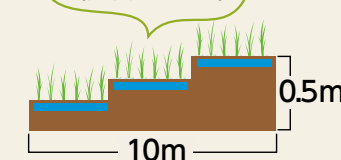
中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

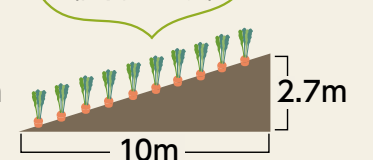
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	穏傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	穏傾斜(8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)



21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)



11,500円/10a

【対象地域】 中山間地等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】 農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

①農業生産活動等を継続する活動(耕作放棄の発生防止、水路や農道の管理活動等)

②農業生産活動等の体制整備のための取り組み(ネットワーク化活動計画の作成)

※対象地域は、現在選定中であり、令和9年1月に公表できる予定です。



農地集約化促進事業

地域計画の早期実現に向け、農地バンク(町窓口はまちづくり課農政係)を通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取り組みを支援します。

農地集約化の促進

①集約化加速タイプ

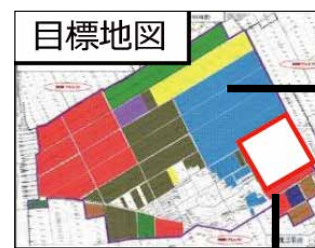
農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付【1万円～3万円/10a】

これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付【5万円/10a】

②地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付【2万円～2.6万円/10a】

地域計画の早期実現やブラッシュアップに向けて地域の農地を集約化



大規模経営体の
農地を集約化

受け手不在農地を集約化し新たな
担い手を誘致する団地を形成



意見交換

8月24日に関東農政局の次長ほか3名が来庁し、東庄町の取り組みについて意見交換、現地視察を行いました。国もこの取り組みに関心を示しています。

関東農政局次長と
意見交換



関東農政局次長を
現地へ案内



図 まちづくり課 地域計画担当 ☎86-6076